

和解仲介手続打ち切りに対する弁護士声明

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原発ADR」という）は、平成30年4月5日、浪江町原発ADR集団申立にかかる和解仲介手続を打ち切った。

打ち切りという結末は、原発被害者に対する早期かつ迅速な被害者救済を目的とした原発ADRがその目的を果たせないことが明確になったと言うべきである。

浪江町原発ADR集団申立は、平成25年5月29日に浪江町が代理人となり浪江町町民11250人（4764世帯）により申し立てられ、その後申立人は第6次まで追加され、申立人は15700人（6700世帯）を超えた。（その後死亡等により減少している）

申立の内容は、中間指針で示された月額10万円という慰謝料が、浪江町民の被災状況に照らし妥当性を欠いているとしてその一律増額を求めるものであった。

浪江町がADRによる町民一律の慰謝料増額による解決を目指したのは、中間指針に示された月額10万円という慰謝料が一方的に、被害実態も未確定の段階で決められたものであったこと、それが仮設住宅などに避難し、高齢者が一人で孤立したりするなどの町民の悲惨な状況に直面するなかで相当ではないと考えたからである。

この問題に対して、町としてはできる限り町民の支援を考えたが、司法的解決の道はあまりにも時間や労力、費用負担などの壁が高く、町民全員の救済を獲得することは困難であった。

そのような苦悩の中で原発ADR制度が原子力損害賠償法の「被害者の救済を図る」という目的の下に設置された制度であることに期待をかけて、過去に例を見ない自治体が住民の代理人となって申立を行うという画期的な方法により、町民一律の解決を目指して集団申立を行った。

この申立に町民の7割以上が参加したという事実自体、多くの浪江町民が被害救済が不十分と感じながらも司法手続きによる救済は負担が重すぎて困難だと考えていたことの反映であった。

それ以来、浪江町支援弁護士は浪江町の代理人として、町と町民の手続きを支援してきた。

原発ADRは、町が町民の代理人となることを認めて手続きを進め、仲介委員が申立後に初めて現地調査を行うなど被害実態を把握したうえで、平成26年3月20日に避難生活長期化に伴う精神的苦痛の増大を理由として全申立人に月額5万円（期間2年間）、75歳以上の全高齢者に対し避難により正常な日常生活の維持・継続が著しく阻害されたための日常生活阻害慰謝料として月額3万円（期間3年間）の支払いを内容とする和解案を提示した。

この和解案は、その後相次いで出された集団訴訟における判決内容を踏まえても妥当性を有する内容と言うことができる。

この和解案に対して、申立人は99.9%が同意し、和解の受け入れを決めたが、東京電力は和解案の受け入れを拒否し、その姿勢を変えないまま4年以上が経過し今日に至った。

原発ADRは和解案提示後も、平成26年8月4日に総括委員会所見、平成26年8月25日に和解案提示理由補充書、平成27年1月23日和解勧告、平成27年5月1日に東京電力に対する求釈明、平成27年12月17日に和解案受諾勧告書（特に、高齢者については一刻も早く受諾することを求める）と繰り返し和解案の受諾を求めてきたが、東京電力はことごとくこれを拒否し続けてきた。

また、申立人の中には高齢者も多いことから、申立後に死亡された方も多く、平成30年2月28日現在では846名もの申立人が亡くなっている。

平成29年2月に、高齢者の1名について、ようやく和解案通りの内容での和解が成立したものの、東京電力はそれ以外の申立人に対する和解案の受諾を拒否し続けてきた。また、当初きわめて限定的だが高齢者について一部和解の意向を示していたが今はそれも含めた一律和解を拒否するに至っている。

このような東京電力の姿勢を踏まえて、今回、原発ADRの仲介委員はもはや東京電力の姿勢が変わることはないとして、手続きを打ち切るに至ったものである。

その背景には、浪江町の申立以後になされた多くの集団申立事案においても、東京電力が一律解決を一切拒否している経緯がある。

原発ADRがこのような結果に終わった原因は、早期に出された和解案に対して、制度趣旨を無視して受諾することをかたくなに拒否してきた東京電力及びその背後にある政府の被害者軽視の姿勢が変わることがなかったからであり、弁護団は浪江町とともに東京電力及び政府の対応に対して改めて抗議するとともに、被害の回復を今後とも支援していく所存である。

また、東京電力の恣意的な和解拒否がなされた背景には、原発ADR制度が広範に生じる原発被害を踏まえた簡易・迅速な被害者救済を目的としながら、あくまでも合意による和解にとどまり、強制力が定められていないという制度上の問題がある。

少なくとも、加害者側には和解案を強制する片面的な強制力の付与がこのような問題の迅速な解決には不可欠であり、すでに事故後にいくつかの原発が再稼働されている現状を考えるならば、早急な制度改正が求められる。

平成30年4月6日

浪江町支援弁護団